

## 話し合った方がよいこと・考えておいた方がよいこと

※ここでは概要についてのみ簡単に紹介しています

### ●お金に関すること

#### 婚費費用分担請求

婚姻期間中、相手方に収入があるにも関わらず生活費（＝婚姻費用）をもらえない場合は同居・別居の有無を問わず婚姻費用を請求できることがあります。婚姻費用の具体的なものとしては、衣食住の費用のほか、医療費や子どもの養育費などです。費用の目安としては「婚姻費用算定表」（東京・大阪養育費等研究会作成）が参考になります。当事者同士の話し合いがまとまらない場合は「婚姻費用の分担請求調停」を家庭裁判所に申し立てることもできます。

調停離婚同様、裁判所のホームページで、管轄裁判所を調べたり、申し立てに必要な書類、申立書の記載例などを確認できます。相談先は、法テラスや弁護士事務所などがあります。

#### 慰謝料

請求できるのは離婚後3年以内です。  
相談先は法テラスや弁護士事務所などがあります。

#### 財産分与

請求できるのは離婚後2年以内です。  
相談先は法テラスや弁護士事務所などがあります。



#### 年金分割制度

婚姻期間中に厚生年金に加入されていた期間がある場合、厚生年金の標準報酬部分を分割できる制度です。請求できるのは離婚後2年以内です。ただし、離婚後に相手が死亡した場合は、死亡日から1カ月を経過すると請求できません。分割方法には、以下があります。

#### 合意分割

2人からの請求により分割する制度。平成19年4月以降に離婚された方が対象。あらかじめ2人で分割割合（最大2分の1）を話し合いで決め請求します。

話し合いがまとまらない場合は、調停を利用する方法もあります。まずは、年金分割の話し合いをするにあたって必要な情報が記載された「年金分割のため情報通知書」を受け取る手続きを年金事務所で行きましょう。

#### 3号分割

国民年金第3号被保険者（※）であった者からの請求により2分の1ずつ分割する制度。平成20年5月1日以後に離婚された方が対象。分割できる期間は平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者であった期間のみ。

（※会社員や公務員などの第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

制度にはその他の要件や細かな規定があります。年金制度は、随時改正される可能性があるので詳細や直近の状況は必ず下記へご確認ください。

お問い合わせ先：彦根年金事務所（彦根市外町）

TEL：0749-23-1116

## ●子どもに関すること

### 戸籍・氏について

(以下の記載は、婚姻時に夫の戸籍に妻が入籍した場合について記載しています。)

子どもの戸籍は親権に関係なく、手続きをしないと、離婚後もお父さんの戸籍に入ったままで氏も変わりません。戸籍や氏を変える場合は以下の手続きが必要になります。

#### ・お母さんの戸籍に子どもを入れる方法（母子ともに母の旧姓を名のる場合）

- ① 離婚時に母親が自分を筆頭者として新しい戸籍を作る。
- ② 家庭裁判所で「子の氏の変更許可」を得る。
- ③ 市役所に「子の入籍届」を提出する。

#### ・お母さんの戸籍に子どもを入れる方法（母子ともに婚姻中の氏を名のる場合）

- ① 離婚時に、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出し、母親が自分を筆頭者として新しい戸籍を作る。
- ② 家庭裁判所で「子の氏の変更許可」を得る。
- ③ 市役所に「子の入籍届」を提出する。

【お問い合わせ先：市ライフサービス課（本庁舎1階）】  
TEL：0749-30-6111

### 親権・養育費・面会交流について

子どもが安心して暮らせることを最優先に話し合いを進めましょう。養育費・面会交流については、別冊子「子どもの健やかな成長のために～養育費と面会交流～」を参考に合意書などを作成してみてください。取り決めた内容は公正証書にしておくことが望ましいでしょう。

### 離婚することを子どもにどのように伝えるか

一見、ふだんと変わらない様子に見える子どもも、気を遣っていたり、心の中では不安を感じていたりするものです。子どもの不安を少しでも取り除けるよう、子育て支援課では、子どもの年齢に応じた対応のアドバイスを載せた冊子の配布や、ご希望に応じて職員が相談に応じています（要予約）のでご利用ください。離婚のことを伝える時はできれば、お父さんお母さんがそろって、「離婚は子どものせいではないこと」「今後の生活の見通し」「離れて暮らすことになる親といつでも会いたいときに会えること」などを分かりやすく冷静に伝えてあげてください。

## ●これからの生活のこと

住む場所が決まったら、離婚後の生活費の見通しをたててみましょう。

(下記は参考にご使用ください。)

### 収 入

項 目	金 額
給料（毎月）	円
児童扶養手当（各奇数月）	円
児童手当（2・6・10月）	円
その他手当	円
養育費	円
その他	円
合計	円

### 支 出

項 目	金 額
家賃（住宅ローン）	円
食費	円
光熱水費	円
通信費（携帯・ネット含む）	円
学校費（保育料・授業料・集金等）	円
教育費（習い事・学習塾等）	円
ガソリン代	円
日用品代	円
被服代	円
おこづかい（本人・子含む）	円
レジャー代（外食など）	円
保険料	円
その他	円
合計	円

- ・ 離婚後にアパートなどへの転居を検討している場合は、敷金・礼金などの引越越し費用等も見積もりしておくといいでしょう。
- ・ 車を所有している場合は、車検代や税金の支払いなども考慮しておきましょう。
- ・ 子が進学を控えている場合は、進学にかかる費用を相手と協議しておきましょう。